

2021年9月22日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

日本障害者センター
理事長 峰島 厚

〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F

TEL : 03-3207-5937 FAX : 03-3207-5628

社会福祉経営全国会議
会長 茨木 範宏

〒543-0045 大阪府大阪市天王寺区寺田町2-5-6-902

TEL : 06-6772-1360 Fax : 06-6772-1376

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望書

長期的に新型コロナウイルス感染症(以下「新型感染症」)の拡大が続く中であって、対人で濃厚接触が避けられないエッセンシャルワーカーである社会福祉事業の職員は、高齢者や障害児者、子どもたちを感染症等から守るとともに、生活や成長を支えるために懸命な努力を続けてまいりました。

第4波において、大阪では、新型感染症の感染爆発により医療が崩壊し、入院など必要な医療を受けられないまま、自宅で亡くなる方たちも多くいました。また、要介護者や障害者の場合、DNARの確認を入院の条件にするだけでなく、生命の危険におよぶまで重症化しないと入院を認めないといった「いのちの社会的選別」を指示した自治体(川崎市など)もありました。

現在の第5波ではデルタ株が蔓延し、2021年8月13日には東京で一日の新規感染者が5,773人と過去最大となるとともに、全国の都市部でもこれまでに感染が広まっています。新型感染症の進化・変異が速いことは分かりますが、日本で新型感染症が確認されてから1年半以上たつにも関わらず、国が後手後手の対応しか取れていないことに国民は大きな不安を抱いています。最近では、医療崩壊により自宅で亡くなる方が再び出てきています。今後、「いのちの選別」を指示する自治体が全国単位で出てくる可能性も否めません。

さらに、先日、デルタ株よりも強力なラムダ株が日本でも確認されたにも関わらず、感染者が五輪関係者であったためにこの事実が2週間以上公表されなかったという問題も一部報道により明らかになりました。これは、国が国民のいのちよりもオリンピックを優先したことの現れではないかという声も上がっています。

こうした問題の是正と再発・拡大を防ぐためにも、国が責任と透明性をもって新型感染症対策を拡充すること、さらに、医療や社会福祉事業の拡充を進めることが必要だと私たちは考えています。

つきましては、以下の事項を早急に具体化されることを要望します。

記

1. 新型感染症に感染しても医療崩壊により入院などの必要な医療が受けられず、在宅で亡くなる方が再び出てきています。症状の度合いや障害(要介護者を含む)の有無に関わらず必要な人が入院できるように医療体制(病床・医師・看護師の確保・拡充など)を早急に整備してください。
2. 少なくとも、高齢者施設や障害者入所施設、グループホームなどに入所／入居中で、基礎疾患のある方、虚弱な方が陽性となった場合、施設に留め置くのではなく、重軽症の

度合いに関わらず、一定の医療体制のある療養先を確保してください。

3. 希望するすべての人が速やかにワクチンを接種できるように、ワクチンを確保してください。
 4. 当初政府が示していたワクチン接種の優先接種方針が、集団接種・職域接種の導入によって、実質的には守られていません。この方針に基づく接種を進めている自治体もありますが、障害福祉施設・保育の職員への接種は立ち遅れています。この是正のために、以下の2点を早急に実現してください。
 - 1) ワクチンの提供体制を再度見直し、政府が示した優先順位を堅持してください。
 - 2) 先進的な自治体の取り組みを集約し、社会福祉事業（保育や学童保育等を含む）などの対人で濃厚接触が避けられないエッセンシャルワークに従事するすべての職員（以下、福祉職員等）が優先的、かつ効果的にワクチンを接種できる仕組みを構築するとともに、自治体間格差を解消してください。
 5. 将来的な影響も含め、ワクチンの安全性に疑念を抱き、接種を望まない福祉職員もいます。追跡調査を含め、ワクチン接種による副反応等に係るデータの収集・分析をさらに強化・拡充するとともに、ワクチンの安全性やリスクに係る正確でわかりやすい情報発信をしてください。
 6. 新たな変異株が次々と生まれてくる中であって、ワクチン接種は重度化予防という意味では効果があるとされていますが、不顕性感染を含め新型コロナウイルスの発症そのものを抑えられるわけではありません。ワクチン接種前は当然として、たとえ接種が進んだとしても、社会福祉事業等に従事するエッセンシャルワーカー等は定期的にPCR検査を公費で受けられる体制を早急に整備してください。
 7. ワクチンによる副反応は20代～40代の人に多く、発熱等により仕事を休まざるを得ない人もいます。福祉職員等の処遇が全産業平均に比べて著しく低いことを鑑み、副反応で休まざるを得ない福祉職員等への休業補償を公的に講じてください。
 8. 今年度の介護給付費・障害福祉サービス等報酬改定によって、新型コロナウイルス対策のために基本報酬の0.1%が上乘せ（9月末まで）されていますが、それだけではかかりまし増し経費を賄うことはできません。昨年度同様、不足分は国・自治体で保障してください。
 9. 職員不足が深刻な中であって、福祉職員等がワクチン接種で休んだ場合、また副反応で休んだ場合、事業の継続が困難なために、ワクチン接種を躊躇する職員もいます。こうした問題を是正するためにも、現状より多くの職員を配置できるように、基本報酬・公定価格の見直し（増額）を行ってください。
- ★要望項目7・8については、老健局・障害保健福祉部だけでなく、内閣府子ども子育て支援本部の所管にもなるのではないかと思います。その際は、内閣府にも取り付けをいたしますので、教えていただけると幸いです。